

荷主との取引で、例えば、このようなことはありませんか？

■ **荷主から一方的に運送代金を決められた**

- ・ 燃油価格などの経費が増加していることにより、荷主に対して価格交渉を依頼しているのに、全く取り合ってくれず、運送代金を据え置かれている。
- ・ 荷主が自社の予算を基準にして、一方的に運送代金の額を決めた。

■ **荷主から適正な代金が支払われていない**

- ・ 荷主から、自社の倉庫整理をさせられたが、倉庫整理に対する代金が支払われない。
- ・ 荷主の都合により待機を余儀なくされたにもかかわらず、待機時間に対する代金が支払われない。

話を聞いた後はどんな役に立つの？



対象となる法律や過去に問題となった具体的な事例を知っておけば、それらの知識を、荷主との契約や交渉時に御活用いただけます。



《御相談はこちらまで》

公正取引委員会事務総局 中部事務所 取引課

電 話 052-961-9423 (直通)

※交渉の斡旋・仲介を行うものではありません。

※相談は無料です。

※相談の有無、相談内容の秘密を厳守します。

※匿名による相談も可能です。

